

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年9月10日提出
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中村 英剛
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三木谷 正直
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	MHAMトピックスファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成27年9月11日から平成28年9月9日まで) 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

MHAMトピックスファンド(以下「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」と称することがあります。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

(5)【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た額とし、平成27年9月10日現在における手数料率の上限は2.16%(税抜2%)です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(8%、以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を、上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。

申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(注) 「分配金再投資コース」を選択された申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

(7) 【申込期間】

平成27年 9月11日から平成28年 9月 9日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下、「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(9) 【払込期日】

取得申込代金は取得申込日から起算して4営業日目までに販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を經由してみずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

主としてMHAMトピックスマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じ、東証株価指数(TOPIX) に連動する投資成果を目指して運用を行います。

東証株価指数(TOPIX [トピックス]=Tokyo Stock Price Index)とは、東京証券取引所第一部全銘柄を対象とした株価指数で、基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

- *1 TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有します。
- *2 ㈱東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- *3 ㈱東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- *4 ㈱東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、㈱東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- *5 当ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- *6 ㈱東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。
- *7 ㈱東京証券取引所は、みずほ投信投資顧問㈱または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- *8 以上の項目に限らず、㈱東京証券取引所は当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

<ファンドの特色>

東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指します。

株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類一覧表

（注）当ファンドが該当する商品分類に を付しています。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）	補足分類
---------	--------	------------------------	------

単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産	
		資産複合	

・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分一覧表

(注) 当ファンドが該当する属性区分に を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券) 資産複合	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
	年4回	北米	
	年6回(隔月)	欧州	対象インデックス
	年12回(毎月)	アジア	
日々	オセアニア	日経225	
その他	中南米	TOPIX	
		アフリカ	その他
		中近東(中東)	
		エマージング	

当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

・属性区分定義

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。

株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
TOPIX	目論見書又は投資信託約款において、TOPIX（東証株価指数）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

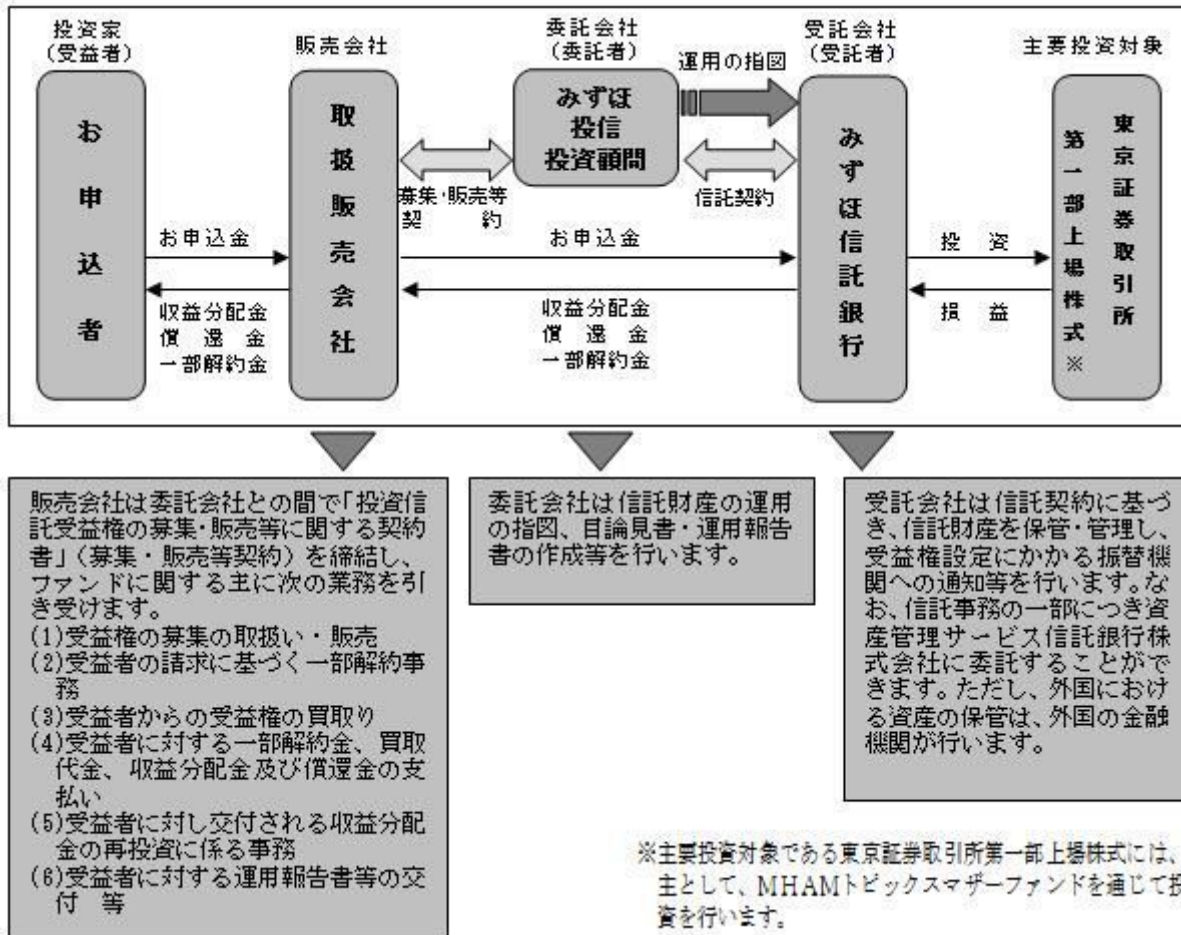
- （注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類していません。
- （注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。
- （注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（2）【ファンドの沿革】

平成13年6月29日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成19年1月4日	投資信託振替制度へ移行
平成19年7月1日	ファンドの名称を「DKA TOPIX ファンド」から「MHAMトピックスファンド」に変更

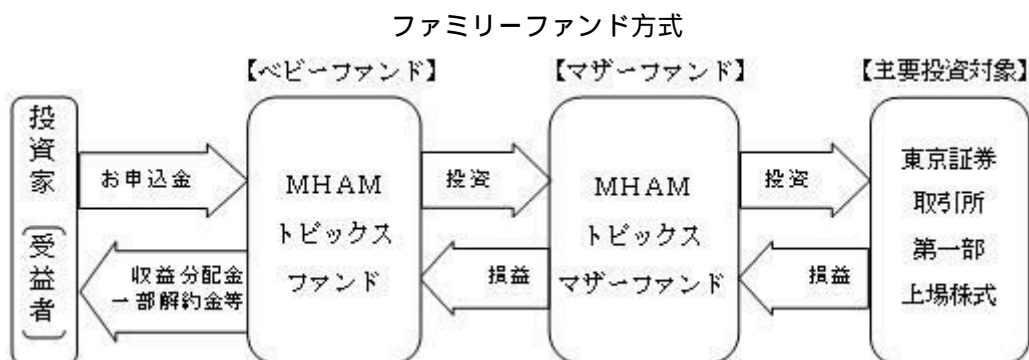
（3）【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



ファミリーファンド方式について

当ファンドは「MHAMトピックスマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成27年6月末日現在)

2. 会社の沿革

- 昭和39年5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
- 平成9年10月1日 「株式会社第一勸業投資顧問」「勸角投資顧問株式会社」と合併し、「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更

平成11年7月1日 「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更

平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、
「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3.大株主の状況(平成27年6月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)に連動する投資成果を目指した運用を行います。

運用方法

1.主要投資対象

MHAMトピックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2.投資態度

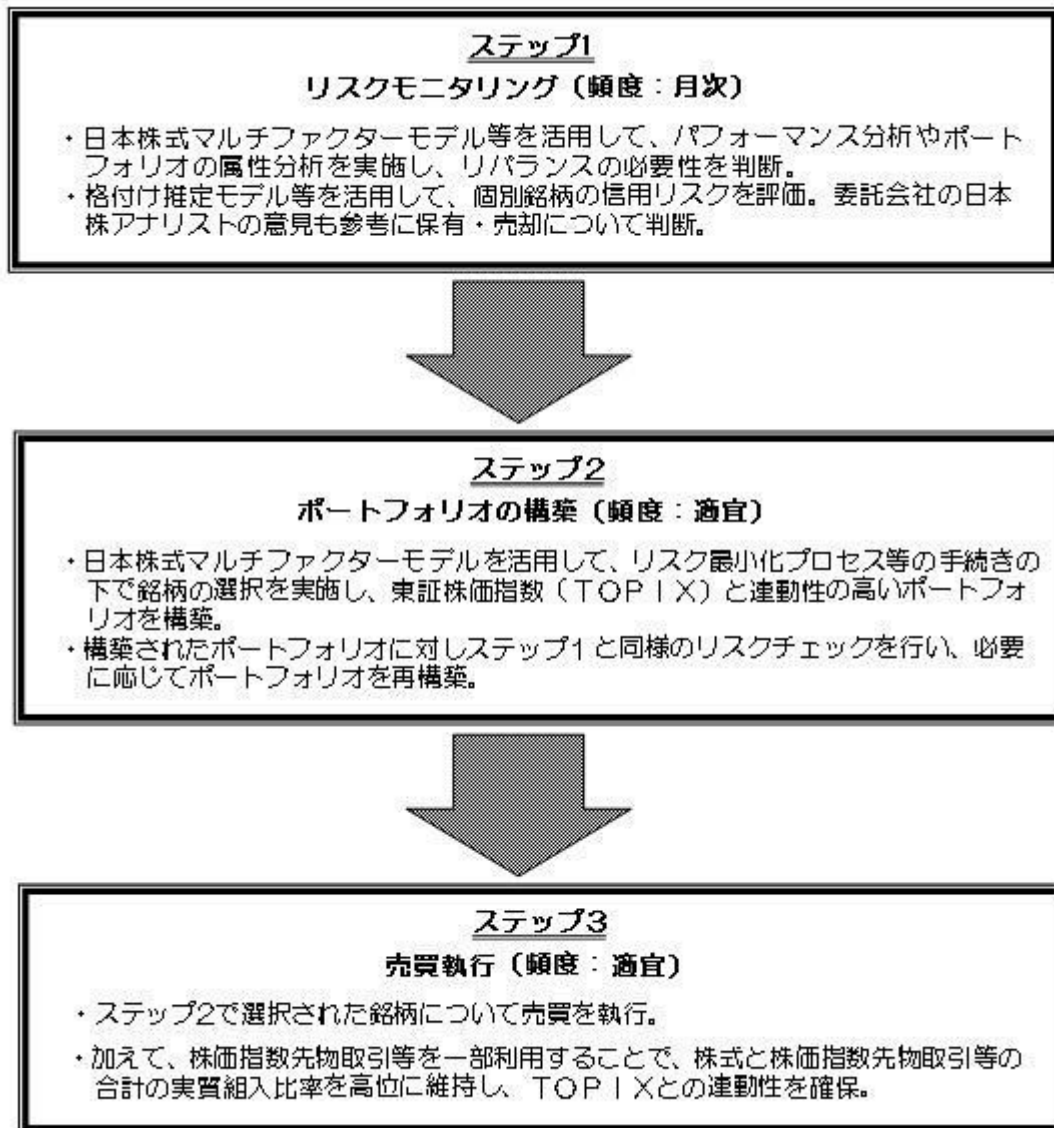
- a.主としてMHAMトピックスマザーファンド受益証券に投資を行い、東証株価指数(TOPIX)に連動した投資成果を目指します。
- b.投資にあたっては、主としてMHAMトピックスマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下の方針に基づき運用を行います。
 - .東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。
 - .運用の効率化を図るため、ならびに追加設定・一部解約等に対応するため、株価指数先物取引等を利用することがあります。
 - .原則として、株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率(株式の実質組入比率)は、高位を保つことを基本とします。
- c.非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産総額または信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)
- d.市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- e.国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- f.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、

異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

- g. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主としてMHAMトピックスマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより東京証券取引所第一部上場株式に投資を行います。



日本株式マルチファクターモデルは、1988年に構築以来随時改良を加えている、みずほ投信投資顧問が独自に開発したモデルです。これにより、TOPIX（東証株価指数）に連動する銘柄群を効率的に選び、定期的に銘柄群の見直しをすることによりTOPIXに対する連動性を高めます。

なお、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することがあります。また、使用するモデルについては、市場や経済の構造変化等に対応して、適宜見直しをすることがあります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - a.有価証券
 - b.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。)
 - c.金銭債権
 - d.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - a.為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたMHAMトピックスマザーファンドの受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨建のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人が発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)または優先出資引受権を表示する証書
- 9.特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10.コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。)および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.~11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18.外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
 2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
 3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
 4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
 5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門(平成27年6月末現在3名)が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
- なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時(原則として6月10日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に対し、お支払します。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第21条、第23条および第24条)

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
2. 委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。))のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。なお、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等

において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

4. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の実質投資割合には制限を設けません。
5. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

非株式[株式以外の資産](約款 運用の基本方針 運用方法 (2)投資態度)

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の100分の50を超えないものとします。

投資信託証券(約款第21条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等(約款第25条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第26条の1の2)

上記 4. および5. の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株

式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(約款第26条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。))を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。))について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等(約款第27条)

1. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、(以下同じ。)
2. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提

供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価総額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ(約款第38条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的とし

て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・ 当ファンドは、主としてMHAMトピックスマザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、組入れた株式の株価の下落(東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指しているため、当該指数の下落を含みます。)等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・ 運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 投資信託は預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。また、当ファンドでは、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入に対応することにより、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率が100%を超える場合があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

<その他の留意点>

当ファンドは、ベンチマークである東証株価指数(TOPIX)の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、株価指数の構成銘柄の一部を組入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が株価指数における構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合の株価指数と株価指数先物の値動きの差による影響、株価指数先物取引の最低取引単位の存在、売買約定価格と取引所終値との差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる可能性があります。

< 収益分配金に関する留意点 >

- ・ 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

コンプライアンス・リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

また同部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

トレーディング部門は、売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

(参考情報) ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較（2010年7月～2015年6月）

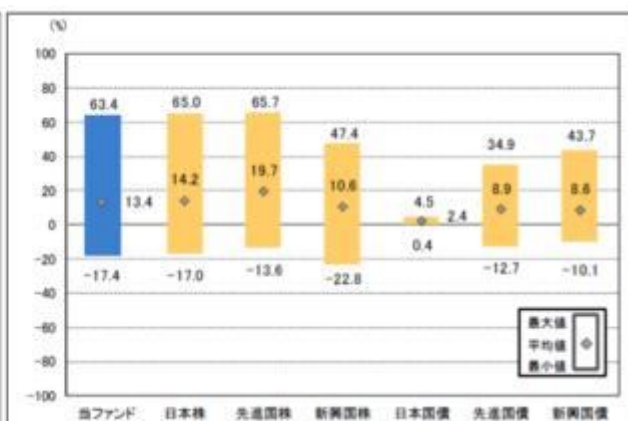
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものと計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。（以下同じ。）

年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2010年7月～2015年6月の5年間における年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）の平均・最大・最小を表示したものです。

当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

* 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（ヘッジなし・円ベース）

株式の指数は、配当を考慮したものです。また、海外（先進国・新興国）の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数（TOPIX）」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。

「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク（以下、MSCI）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI国債」とは、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

「シティ世界国債インデックス（除く日本）」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成27年 9月10日現在における手数料率の上限は2.16%(税抜2%)です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択された場合収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を、上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

< 申込手数料を対価とする役務の内容 >

商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.648%（税抜0.6%）の率を乗じて得た額とします。

その配分（税抜）については、純資産総額の残高に応じて次の通りとします。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
200億円以下の部分	0.18%	0.35%	0.07%
200億円超500億円以下の部分	0.14%	0.40%	0.06%
500億円超の部分	0.10%	0.45%	0.05%

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、特定資産の価格調査に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

上記、 の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の基準価額の0.2%)をご負担いただきます。

< 主要なその他の手数料等を対価とする役務の内容 >

信託財産に関する租税	有価証券の取引の都度発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金に係る税、有価証券の譲渡益に係る税等
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理に係る諸経費
信託財産の財務諸表の監査に要する費用	監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用

組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料
--------------------	-----------------------------

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用あり）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じ。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、その口座内において損益通算を行います。この場合、確定申告は不要です。

* 平成28年1月1日から、上記の損益通算および3年間の繰越控除の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成49年12月31日まで、別途所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」制度が開始されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等に係る譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度が適

用できます。

益金不算入制度については、平成27年4月1日以降に開始する事業年度からは適用できなくなります。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

(注) 所得税については、平成49年12月31日まで、別途所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

3. 確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、上記「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご参照ください。）

上記の内容は平成27年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成27年 6月30日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。なお、小数点第3位を切捨てており、端数調整は行っておりません。

（1）【投資状況】

MHAMトピックスファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,421,441,134	99.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		397,252	0.02
合計(純資産総額)		1,421,838,386	100.00

（参考）MHAMトピックスマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,342,528,680	94.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		78,919,352	5.55
合計(純資産総額)		1,421,448,032	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	65,220,000	4.58

（注）株価指数先物取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の清算値段により評価しております。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

MHAMトピックスファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	MHAMトピックスマザーファン ド	879,278,198	1.6135	1,418,715,373	1.6166	1,421,441,134	99.97

ロ.種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	99.97
合計		99.97

(参考)MHAMトピックスマザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	7,500	8,182.00	61,365,000	8,203.00	61,522,500	4.32
2	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	43,500	877.00	38,149,500	879.80	38,271,300	2.69
3	日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	4,100	5,488.00	22,500,800	5,459.00	22,381,900	1.57
4	日本	株式	ソフトバンク	情報・通 信業	2,900	7,208.00	20,903,200	7,209.00	20,906,100	1.47
5	日本	株式	みずほフィナン シャルグループ	銀行業	75,500	256.80	19,388,400	265.00	20,007,500	1.40
6	日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	4,900	4,132.50	20,249,250	3,961.50	19,411,350	1.36
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	4,200	4,327.50	18,175,500	4,433.50	18,620,700	1.30
8	日本	株式	KDDI	情報・通 信業	5,500	2,815.00	15,482,500	2,954.00	16,247,000	1.14
9	日本	株式	ファナック	電気機器	600	26,400.00	15,840,000	25,080.00	15,048,000	1.05
10	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	3,400	4,324.00	14,701,600	4,360.50	14,825,700	1.04
11	日本	株式	村田製作所	電気機器	600	18,960.00	11,376,000	21,360.00	12,816,000	0.90
12	日本	株式	ソニー	電気機器	3,600	3,653.00	13,150,800	3,461.50	12,461,400	0.87
13	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	2,100	6,040.00	12,684,000	5,911.00	12,413,100	0.87
14	日本	株式	キヤノン	電気機器	3,100	4,160.00	12,896,000	3,982.50	12,345,750	0.86
15	日本	株式	セブン&アイ・ホ ールディングス	小売業	2,200	5,022.00	11,048,400	5,260.00	11,572,000	0.81
16	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	6,500	1,763.50	11,462,750	1,745.50	11,345,750	0.79
17	日本	株式	東京海上ホール ディングス	保険業	2,200	4,905.00	10,791,000	5,094.00	11,206,800	0.78
18	日本	株式	パナソニック	電気機器	6,600	1,714.00	11,312,400	1,681.50	11,097,900	0.78
19	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	500	20,645.00	10,322,500	22,105.00	11,052,500	0.77
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	1,000	10,930.00	10,930,000	11,010.00	11,010,000	0.77
21	日本	株式	三菱商事	卸売業	4,000	2,755.00	11,020,000	2,692.00	10,768,000	0.75
22	日本	株式	三菱地所	不動産業	4,000	2,677.00	10,708,000	2,636.50	10,546,000	0.74
23	日本	株式	日立製作所	電気機器	13,000	825.60	10,732,800	806.80	10,488,400	0.73
24	日本	株式	三井不動産	不動産業	3,000	3,533.50	10,600,500	3,427.00	10,281,000	0.72

25	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	7,600	1,255.50	9,541,800	1,275.00	9,690,000	0.68
26	日本	株式	N T T ドコモ	情報・通信業	4,100	2,287.50	9,378,750	2,344.00	9,610,400	0.67
27	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	11,300	819.50	9,260,350	830.60	9,385,780	0.66
28	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	1,900	4,518.50	8,585,150	4,508.00	8,565,200	0.60
29	日本	株式	花王	化学	1,500	5,712.00	8,568,000	5,693.00	8,539,500	0.60
30	日本	株式	第一生命保険	保険業	3,500	2,283.50	7,992,250	2,406.50	8,422,750	0.59

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.09
		鉱業	0.33
		建設業	2.52
		食料品	3.90
		繊維製品	0.72
		パルプ・紙	0.27
		化学	5.94
		医薬品	4.38
		石油・石炭製品	0.44
		ゴム製品	0.84
		ガラス・土石製品	0.98
		鉄鋼	1.31
		非鉄金属	1.07
		金属製品	0.59
		機械	4.91
		電気機器	11.64
		輸送用機器	10.34
		精密機器	1.30
		その他製品	1.53
		電気・ガス業	1.94
		陸運業	3.77
		海運業	0.28
		空運業	0.56
倉庫・運輸関連業	0.23		
情報・通信業	6.41		
卸売業	3.89		
小売業	4.35		
銀行業	9.24		
証券、商品先物取引業	1.31		

	保険業	2.54
	その他金融業	1.22
	不動産業	2.55
	サービス業	2.94
合計		94.44

【投資不動産物件】

MHAMトピックスファンド

該当事項はありません。

（参考）MHAMトピックスマザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

MHAMトピックスファンド

該当事項はありません。

（参考）MHAMトピックスマザーファンド

資産の種類	取引所	資産の名称	建別	数量	通貨	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
株価指数先物 取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	4	日本・円	65,300,000	65,220,000	4.58

（注）時価の算定方法

取引所の発表する計算日の清算値段により評価しています。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

MHAMトピックスファンド

平成27年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5計算期間末 （平成18年 6月12日）	3,496	3,530	1.1815	1.1930
第6計算期間末 （平成19年 6月11日）	1,999	2,019	1.3724	1.3859
第7計算期間末 （平成20年 6月10日）	1,503	1,518	1.0773	1.0883
第8計算期間末 （平成21年 6月10日）	1,099	1,114	0.7389	0.7489
第9計算期間末 （平成22年 6月10日）	1,074	1,085	0.6807	0.6877

第10計算期間末	(平成23年 6月10日)	1,129	1,144	0.6519	0.6609
第11計算期間末	(平成24年 6月11日)	1,079	1,096	0.5824	0.5914
第12計算期間末	(平成25年 6月10日)	1,488	1,503	0.8893	0.8983
第13計算期間末	(平成26年 6月10日)	1,402	1,415	0.9866	0.9956
第14計算期間末	(平成27年 6月10日)	1,425	1,446	1.3059	1.3249
	平成26年 6月末日	1,440		1.0136	
	7月末日	1,458		1.0349	
	8月末日	1,450		1.0246	
	9月末日	1,452		1.0698	
	10月末日	1,474		1.0761	
	11月末日	1,480		1.1377	
	12月末日	1,459		1.1370	
	平成27年 1月末日	1,462		1.1432	
	2月末日	1,433		1.2311	
	3月末日	1,463		1.2557	
	4月末日	1,460		1.2947	
	5月末日	1,486		1.3607	
	6月末日	1,421		1.3081	

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

MHAMトピックスファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第5計算期間	平成17年 6月11日～平成18年 6月12日	0.0115
第6計算期間	平成18年 6月13日～平成19年 6月11日	0.0135
第7計算期間	平成19年 6月12日～平成20年 6月10日	0.0110
第8計算期間	平成20年 6月11日～平成21年 6月10日	0.0100
第9計算期間	平成21年 6月11日～平成22年 6月10日	0.0070
第10計算期間	平成22年 6月11日～平成23年 6月10日	0.0090
第11計算期間	平成23年 6月11日～平成24年 6月11日	0.0090
第12計算期間	平成24年 6月12日～平成25年 6月10日	0.0090
第13計算期間	平成25年 6月11日～平成26年 6月10日	0.0090
第14計算期間	平成26年 6月11日～平成27年 6月10日	0.0190

【収益率の推移】

MHAMトピックスファンド

期	計算期間	収益率(%)
---	------	--------

第5計算期間	平成17年 6月11日～平成18年 6月12日	32.63
第6計算期間	平成18年 6月13日～平成19年 6月11日	17.30
第7計算期間	平成19年 6月12日～平成20年 6月10日	20.70
第8計算期間	平成20年 6月11日～平成21年 6月10日	30.48
第9計算期間	平成21年 6月11日～平成22年 6月10日	6.93
第10計算期間	平成22年 6月11日～平成23年 6月10日	2.91
第11計算期間	平成23年 6月11日～平成24年 6月11日	9.28
第12計算期間	平成24年 6月12日～平成25年 6月10日	54.24
第13計算期間	平成25年 6月11日～平成26年 6月10日	11.95
第14計算期間	平成26年 6月11日～平成27年 6月10日	34.29

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

（4）【設定及び解約の実績】

MHAMトピックスファンド

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第5計算期間	平成17年 6月11日～平成18年 6月12日	1,185,664,943	2,024,336,318	2,959,298,228
第6計算期間	平成18年 6月13日～平成19年 6月11日	772,701,990	2,274,972,793	1,457,027,425
第7計算期間	平成19年 6月12日～平成20年 6月10日	280,133,664	341,840,586	1,395,320,503
第8計算期間	平成20年 6月11日～平成21年 6月10日	332,423,551	240,076,078	1,487,667,976
第9計算期間	平成21年 6月11日～平成22年 6月10日	307,456,807	216,793,138	1,578,331,645
第10計算期間	平成22年 6月11日～平成23年 6月10日	412,587,132	258,546,037	1,732,372,740
第11計算期間	平成23年 6月11日～平成24年 6月11日	307,480,597	186,115,860	1,853,737,477
第12計算期間	平成24年 6月12日～平成25年 6月10日	404,731,479	585,087,054	1,673,381,902
第13計算期間	平成25年 6月11日～平成26年 6月10日	415,192,775	667,030,372	1,421,544,305
第14計算期間	平成26年 6月11日～平成27年 6月10日	282,452,469	612,472,406	1,091,524,368

参考情報

(2015年6月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(1万口当たり)

基準価額	13,081円	純資産総額	14.22億円
------	---------	-------	---------



※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。(以下同じ。)

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2015年6月	190円
2014年6月	90円
2013年6月	90円
2012年6月	90円
2011年6月	90円
設定未累計	1,230円

設定来：2001年6月29日以降

主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

<資産の組入比率>

資産の種類	国内/外国	比率(%)
株式	国内	94.4
現金・預金・その他の資産		5.6
合計		100.0

(その他の資産の投資状況)

株価指数先物取引(買建) 4.6%

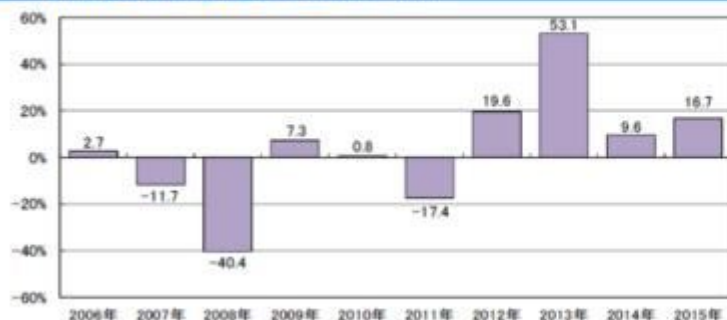
<組入上位10業種>

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	11.6
2	輸送用機器	10.3
3	銀行業	9.2
4	情報・通信業	6.4
5	化学	5.9
6	機械	4.9
7	医薬品	4.4
8	小売業	4.4
9	食料品	3.9
10	卸売業	3.9

<組入上位10銘柄> 組入銘柄数933銘柄

順位	銘柄名	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.3
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.7
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.6
4	ソフトバンク	情報・通信業	1.5
5	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.4
6	本田技研工業	輸送用機器	1.4
7	日本電信電話	情報・通信業	1.3
8	KDDI	情報・通信業	1.1
9	ファナック	電気機器	1.1
10	日本たばこ産業	食料品	1.0

年間収益率の推移(暦年ベース)

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2015年は1月から6月末までの収益率を表示しています。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお

申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。

- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付け（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、お申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に原則として1口単位（販売会社によっては委託会社の承認を得て異なる解約単位となる場合があります。）をもって解約を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額の0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。この場合、受益者が当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できません。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

株 式：計算日における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成13年6月29日から無期限とします。

(4)【計算期間】

原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。なお、第1期計算期間は、平成13年6月29日から平成14年6月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のと

き、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、

(5)【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回るようになる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記 a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記 b. から d. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記 b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原

則として、公告を行いません。

- 3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
- 4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
- 5.委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6.前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
- 7.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

- 1.委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
- 2.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。償還金の支払いは原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

MHAMトピックスファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【MHAMトピックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期計算期間 (平成26年 6月10日現在)	第14期計算期間 (平成27年 6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,626,189	5,153,068
親投資信託受益証券	1,400,880,421	1,424,755,328
未収入金	21,550,000	23,240,000
未収利息	7	7
流動資産合計	1,428,056,617	1,453,148,403
資産合計	1,428,056,617	1,453,148,403
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,793,898	20,738,962
未払解約金	8,355,844	2,224,298
未払受託者報酬	511,247	551,472
未払委託者報酬	3,870,842	4,175,374
その他未払費用	36,462	39,326
流動負債合計	25,568,293	27,729,432
負債合計	25,568,293	27,729,432
純資産の部		
元本等		
元本	1,421,544,305	1,091,524,368
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	19,055,981	333,894,603
(分配準備積立金)	158,311,576	412,831,680
元本等合計	1,402,488,324	1,425,418,971
純資産合計	1,402,488,324	1,425,418,971
負債純資産合計	1,428,056,617	1,453,148,403

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期計算期間 (自 平成25年 6月11日 至 平成26年 6月10日)	第14期計算期間 (自 平成26年 6月11日 至 平成27年 6月10日)
営業収益		
受取利息	1,855	1,796
有価証券売買等損益	189,940,693	442,294,907
営業収益合計	189,942,548	442,296,703
営業費用		
受託者報酬	1,080,243	1,098,696
委託者報酬	8,178,877	8,318,570
その他費用	77,036	78,350
営業費用合計	9,336,156	9,495,616
営業利益又は営業損失（ ）	180,606,392	432,801,087
経常利益又は経常損失（ ）	180,606,392	432,801,087
当期純利益又は当期純損失（ ）	180,606,392	432,801,087
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	53,869,465	97,205,923
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	185,216,405	19,055,981
剰余金増加額又は欠損金減少額	70,605,580	38,094,382
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	70,605,580	2,858,968
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	35,235,414
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,388,185	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,388,185	-
分配金	12,793,898	20,738,962
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,055,981	333,894,603

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期計算期間 (自 平成26年 6月11日 至 平成27年 6月10日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第13期計算期間 (平成26年 6月10日現在)		第14期計算期間 (平成27年 6月10日現在)	
1	計算期間末日における受益権の総数 1,421,544,305口	1	計算期間末日における受益権の総数 1,091,524,368口
2	元本の欠損金額 純資産額は元本を19,055,981円下回っております。	2	元本の欠損金額
3	計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 0.9866円 (1万口当たり純資産の額) (9,866円)	3	計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.3059円 (1万口当たり純資産の額) (13,059円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期計算期間 (自 平成25年 6月11日 至 平成26年 6月10日)	第14期計算期間 (自 平成26年 6月11日 至 平成27年 6月10日)
1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(23,786,287円)、有価証券売買等損益(53,924,985円)、収益調整金(420,300,393円)、分配準備積立金(93,394,202円)より、分配対象収益は591,405,867円(1万口当たり4,160円)であり、	1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(21,667,531円)、有価証券売買等損益(313,927,633円)、収益調整金(347,296,997円)、分配準備積立金(97,975,478円)より、分配対象収益は780,867,639円(1万口当たり7,153円)であり、

第13期計算期間 (自 平成25年 6月11日 至 平成26年 6月10日)			第14期計算期間 (自 平成26年 6月11日 至 平成27年 6月10日)		
うち12,793,898円(1万口当たり90円)を分配金額としております。			うち20,738,962円(1万口当たり190円)を分配金額としております。		
項目			項目		
配当等収益	A	23,786,287円	配当等収益	A	21,667,531円
有価証券売買等損益	B	53,924,985円	有価証券売買等損益	B	313,927,633円
収益調整金	C	420,300,393円	収益調整金	C	347,296,997円
分配準備積立金	D	93,394,202円	分配準備積立金	D	97,975,478円
分配可能額	E=A+B+C+D	591,405,867円	分配可能額	E=A+B+C+D	780,867,639円
収益分配額	F	12,793,898円	収益分配額	F	20,738,962円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第13期計算期間 (自 平成25年 6月11日 至 平成26年 6月10日)	第14期計算期間 (自 平成26年 6月11日 至 平成27年 6月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

項目	第13期計算期間 (自 平成25年 6月11日 至 平成26年 6月10日)	第14期計算期間 (自 平成26年 6月11日 至 平成27年 6月10日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。</p> <p>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期計算期間 (平成26年 6月10日現在)	第14期計算期間 (平成27年 6月10日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第13期計算期間(自 平成25年 6月11日 至 平成26年 6月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	143,640,956
合計	143,640,956

第14期計算期間(自 平成26年 6月11日 至 平成27年 6月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	354,113,602
合計	354,113,602

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第13期計算期間 (自 平成25年 6月11日 至 平成26年 6月10日)	第14期計算期間 (自 平成26年 6月11日 至 平成27年 6月10日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	期別 第13期計算期間 (平成26年 6月10日現在)	第14期計算期間 (平成27年 6月10日現在)
期首元本額	1,673,381,902円	1,421,544,305円
期中追加設定元本額	415,192,775円	282,452,469円
期中一部解約元本額	667,030,372円	612,472,406円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAMトピックスファンド

(平成27年 6月10日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本・円	MHAMトピックスマザーファンド	883,076,316	1,424,755,328	
		小計	883,076,316	1,424,755,328	
		銘柄数：1 組入時価比率：100.0%		100.0%	
合計				1,424,755,328	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「MHAMトピックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

MHAMトピックスマザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）	
（平成27年 6月10日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	95,387,049
株式	1,340,594,580
未収入金	1,333,380
未収配当金	9,650,145
未収利息	139
差入委託証拠金	2,325,000
流動資産合計	1,449,290,293
資産合計	1,449,290,293
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	413,240
前受金	290,000
未払金	621,080
未払解約金	23,240,000
流動負債合計	24,564,320
負債合計	24,564,320
純資産の部	
元本等	
元本	883,076,316
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	541,649,657
元本等合計	1,424,725,973
純資産合計	1,424,725,973
負債純資産合計	1,449,290,293

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 平成26年 6月11日 至 平成27年 6月10日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	先物取引 原則として時価で評価しております。
3 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成27年 6月10日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	883,076,316口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.6134円 (1万口当たり純資産額) (16,134円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成26年 6月11日 至 平成27年 6月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。

項目	(自 平成26年 6月11日 至 平成27年 6月10日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。</p> <p>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成27年 6月10日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	<p>貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>株式</p> <p>わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>先物取引</p>

項目	(平成27年 6月10日現在)
	デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成26年 6月11日 至 平成27年 6月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	326,115,261
合計	326,115,261

(デリバティブ取引等に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(株式関連)

(平成27年 6月10日現在)

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	98,363,240	-	97,950,000	413,240
合計		98,363,240	-	97,950,000	413,240

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の清算値段により評価しております。

(その他の注記)

項目	期別 (平成27年 6月10日現在)
親投資信託の期首における元本額	1,172,579,243円 (平成26年 6月11日)
期中追加設定元本額	128,273,455円
期中一部解約元本額	417,776,382円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	883,076,316円

項目	期別 (平成27年 6月10日現在)
MHAMトピックスファンド	883,076,316円

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

有価証券明細表

MHAMトピックスマザーファンド

(平成27年 6月10日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	極洋	1,000	286.00	286,000	
	日本水産	1,000	351.00	351,000	
	マルハニチロ	100	1,954.00	195,400	
	サカタのタネ	100	2,233.00	223,300	
	ホクト	100	2,436.00	243,600	
	国際石油開発帝石	3,100	1,530.50	4,744,550	
	石油資源開発	100	3,930.00	393,000	
	ショーボンドホールディングス	100	5,200.00	520,000	
	ミライト・ホールディングス	200	1,419.00	283,800	
	安藤・間	500	682.00	341,000	
	東急建設	200	836.00	167,200	
	コムシスホールディングス	300	1,878.00	563,400	
	ミサワホーム	100	1,115.00	111,500	
	高松コンストラクショングループ	100	2,704.00	270,400	
	大成建設	3,000	689.00	2,067,000	
	大林組	2,000	842.00	1,684,000	
	清水建設	2,000	988.00	1,976,000	
	飛島建設	500	227.00	113,500	
	長谷工コーポレーション	800	1,398.00	1,118,400	
	鹿島建設	3,000	550.00	1,650,000	
	不動テトラ	600	205.00	123,000	
	西松建設	1,000	481.00	481,000	
	三井住友建設	2,700	166.00	448,200	
	前田建設工業	1,000	887.00	887,000	
	奥村組	1,000	585.00	585,000	
	東鉄工業	100	2,650.00	265,000	
	戸田建設	1,000	505.00	505,000	
	熊谷組	1,000	366.00	366,000	

矢作建設工業	200	855.00	171,000
日本ハウスホールディングス	200	560.00	112,000
大東建託	200	12,400.00	2,480,000
東亜建設工業	1,000	213.00	213,000
東洋建設	300	484.00	145,200
五洋建設	900	512.00	460,800
住友林業	500	1,536.00	768,000
日本基礎技術	200	419.00	83,800
大和ハウス工業	1,800	2,874.00	5,173,200
ライト工業	200	1,044.00	208,800
積水ハウス	1,900	1,968.00	3,739,200
中電工	100	2,413.00	241,300
きんでん	1,000	1,682.00	1,682,000
住友電設	100	1,592.00	159,200
日本電設工業	200	2,134.00	426,800
協和エクシオ	300	1,483.00	444,900
三機工業	200	990.00	198,000
日揮	1,000	2,425.50	2,425,500
高砂熱学工業	200	1,499.00	299,800
大気社	100	3,115.00	311,500
日比谷総合設備	100	1,667.00	166,700
東芝プラントシステム	100	1,524.00	152,400
千代田化工建設	1,000	1,107.00	1,107,000
新興プランテック	200	1,043.00	208,600
日本製粉	1,000	700.00	700,000
日清製粉グループ本社	600	1,585.00	951,000
昭和産業	1,000	493.00	493,000
日本甜菜製糖	1,000	197.00	197,000
三井製糖	1,000	474.00	474,000
森永製菓	1,000	456.00	456,000
江崎グリコ	200	5,600.00	1,120,000
不二家	1,000	195.00	195,000
カルビー	200	4,895.00	979,000
ヤクルト本社	300	6,680.00	2,004,000
明治ホールディングス	200	14,780.00	2,956,000
雪印メグミルク	200	1,562.00	312,400
プリマハム	1,000	357.00	357,000
伊藤ハム	1,000	640.00	640,000
丸大食品	1,000	445.00	445,000
米久	100	1,913.00	191,300
サッポロホールディングス	1,000	465.00	465,000
アサヒグループホールディングス	1,200	4,055.50	4,866,600

キリンホールディングス	2,400	1,748.50	4,196,400
宝ホールディングス	500	959.00	479,500
オエノンホールディングス	1,000	220.00	220,000
コカ・コーラウエスト	200	2,166.00	433,200
コカ・コーライーストジャパン	200	2,236.00	447,200
サントリー食品インターナショナル	400	5,040.00	2,016,000
ダイドードリンコ	100	5,410.00	541,000
伊藤園	200	2,648.00	529,600
キーコーヒー	100	1,979.00	197,900
不二製油	200	1,887.00	377,400
キッコーマン	1,000	3,480.00	3,480,000
味の素	1,000	2,495.00	2,495,000
キューピー	300	2,608.00	782,400
ハウス食品グループ本社	200	2,289.00	457,800
カゴメ	200	1,965.00	393,000
アリアケジャパン	100	4,445.00	444,500
ニチレイ	1,000	696.00	696,000
東洋水産	300	4,040.00	1,212,000
日清食品ホールディングス	300	5,200.00	1,560,000
日本たばこ産業	3,400	4,324.00	14,701,600
わらべや日洋	100	2,733.00	273,300
ユーグレナ	200	1,795.00	359,000
片倉工業	100	1,367.00	136,700
グンゼ	1,000	327.00	327,000
東洋紡	3,000	208.00	624,000
倉敷紡績	1,000	264.00	264,000
帝国繊維	100	1,725.00	172,500
帝人	3,000	457.00	1,371,000
東レ	5,000	983.20	4,916,000
セーレン	200	1,325.00	265,000
ホギメディカル	100	6,280.00	628,000
T S Iホールディングス	300	870.00	261,000
オンワードホールディングス	1,000	832.00	832,000
デサント	100	1,746.00	174,600
王子ホールディングス	3,000	542.00	1,626,000
日本製紙	300	2,115.00	634,500
北越紀州製紙	500	687.00	343,500
中越パルプ工業	1,000	248.00	248,000
レンゴー	1,000	541.00	541,000
トーモク	1,000	298.00	298,000
ザ・バック	100	2,513.00	251,300
クラレ	1,000	1,565.00	1,565,000

旭化成	4,000	1,043.00	4,172,000
昭和電工	5,000	167.00	835,000
住友化学	4,000	758.00	3,032,000
日産化学工業	400	2,586.00	1,034,400
クレハ	1,000	505.00	505,000
石原産業	1,000	135.00	135,000
日本曹達	1,000	745.00	745,000
東ソー	2,000	760.00	1,520,000
トクヤマ	1,000	268.00	268,000
セントラル硝子	1,000	550.00	550,000
東亜合成	1,000	534.00	534,000
ダイソー	1,000	425.00	425,000
電気化学工業	1,000	567.00	567,000
信越化学工業	1,000	7,310.00	7,310,000
エア・ウォーター	1,000	2,195.00	2,195,000
大陽日酸	700	1,430.00	1,001,000
日本パーカライジング	300	1,300.00	390,000
日本触媒	1,000	1,734.00	1,734,000
大日精化工業	1,000	647.00	647,000
カネカ	1,000	886.00	886,000
三菱瓦斯化学	1,000	746.00	746,000
三井化学	3,000	423.00	1,269,000
J S R	600	2,165.00	1,299,000
東京応化工業	200	3,625.00	725,000
三菱ケミカルホールディングス	3,500	729.20	2,552,200
ダイセル	800	1,551.00	1,240,800
住友ベークライト	1,000	575.00	575,000
積水化学工業	1,000	1,558.00	1,558,000
日本ゼオン	1,000	1,118.00	1,118,000
アイカ工業	200	2,651.00	530,200
宇部興産	3,000	223.00	669,000
積水樹脂	100	1,591.00	159,100
旭有機材工業	1,000	268.00	268,000
日立化成	300	2,439.00	731,700
A D E K A	300	1,685.00	505,500
日油	1,000	962.00	962,000
花王	1,500	5,712.00	8,568,000
日本ペイントホールディングス	500	3,545.00	1,772,500
関西ペイント	1,000	2,034.00	2,034,000
藤倉化成	300	599.00	179,700
太陽ホールディングス	100	5,070.00	507,000
D I C	3,000	335.00	1,005,000

サカタインクス	200	1,235.00	247,000
東洋インキSCホールディングス	1,000	524.00	524,000
富士フイルムホールディングス	1,300	4,593.50	5,971,550
資生堂	1,000	2,608.50	2,608,500
ライオン	1,000	909.00	909,000
マンダム	100	4,785.00	478,500
ミルボン	100	3,935.00	393,500
ファンケル	100	1,447.00	144,700
コーセー	100	8,370.00	837,000
ドクターシーラボ	100	4,280.00	428,000
ポーラ・オルビスホールディングス	100	6,510.00	651,000
ノエビアホールディングス	100	2,467.00	246,700
コニシ	100	2,406.00	240,600
長谷川香料	100	1,747.00	174,700
小林製薬	100	8,000.00	800,000
アース製薬	100	4,590.00	459,000
イハラケミカル工業	100	1,646.00	164,600
日本農薬	200	1,133.00	226,600
アキレス	2,000	159.00	318,000
有沢製作所	100	1,033.00	103,300
日東電工	400	9,360.00	3,744,000
藤森工業	100	3,790.00	379,000
前澤化成工業	100	1,226.00	122,600
J S P	100	2,024.00	202,400
エフピコ	100	4,580.00	458,000
天馬	100	2,089.00	208,900
信越ポリマー	200	584.00	116,800
ニフコ	100	5,030.00	503,000
日本バルカー工業	1,000	339.00	339,000
ユニ・チャーム	1,100	2,896.50	3,186,150
協和発酵キリン	1,000	1,647.00	1,647,000
武田薬品工業	2,100	6,040.00	12,684,000
アステラス製薬	6,500	1,763.50	11,462,750
大日本住友製薬	400	1,331.00	532,400
塩野義製薬	900	4,260.00	3,834,000
田辺三菱製薬	600	1,876.00	1,125,600
あすか製薬	100	1,249.00	124,900
中外製薬	600	3,760.00	2,256,000
エーザイ	800	7,715.00	6,172,000
ロート製薬	300	1,801.00	540,300
小野薬品工業	300	12,940.00	3,882,000
久光製薬	200	4,730.00	946,000

持田製薬	100	6,890.00	689,000
参天製薬	1,100	1,689.00	1,857,900
ツムラ	200	2,592.00	518,400
日医工	200	2,897.00	579,400
キッセイ薬品工業	200	3,175.00	635,000
生化学工業	100	1,930.00	193,000
栄研化学	100	2,569.00	256,900
鳥居薬品	100	3,290.00	329,000
J C Rファーマ	100	2,925.00	292,500
沢井製薬	100	6,970.00	697,000
ゼリア新薬工業	100	1,806.00	180,600
第一三共	1,900	2,320.00	4,408,000
キョーリン製薬ホールディングス	200	2,521.00	504,200
大塚ホールディングス	1,100	3,858.00	4,243,800
大正製薬ホールディングス	100	8,230.00	823,000
昭和シェル石油	500	1,176.00	588,000
コスモ石油	3,000	213.00	639,000
東燃ゼネラル石油	1,000	1,209.00	1,209,000
富士石油	200	497.00	99,400
出光興産	300	2,522.00	756,600
J Xホールディングス	6,200	558.10	3,460,220
横浜ゴム	1,000	1,334.00	1,334,000
東洋ゴム工業	300	2,723.00	816,900
ブリヂストン	1,800	4,703.50	8,466,300
住友ゴム工業	500	2,035.00	1,017,500
ニッタ	100	3,330.00	333,000
住友理工	100	1,060.00	106,000
バンドー化学	1,000	519.00	519,000
日東紡績	1,000	519.00	519,000
旭硝子	3,000	776.00	2,328,000
日本山村硝子	1,000	199.00	199,000
日本電気硝子	1,000	641.00	641,000
住友大阪セメント	1,000	438.00	438,000
太平洋セメント	4,000	367.00	1,468,000
東海カーボン	1,000	394.00	394,000
日本カーボン	1,000	387.00	387,000
ノリタケカンパニーリミテド	1,000	304.00	304,000
TOTO	1,000	2,123.00	2,123,000
日本碍子	1,000	3,110.00	3,110,000
日本特殊陶業	500	3,810.00	1,905,000
フジインコーポレーテッド	100	1,924.00	192,400
ニチハ	100	1,654.00	165,400

新日鐵住金	24,000	333.80	8,011,200
神戸製鋼所	11,000	223.00	2,453,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,400	2,889.50	4,045,300
日新製鋼	300	1,615.00	484,500
東京製鐵	400	903.00	361,200
共英製鋼	100	2,337.00	233,700
大和工業	100	3,050.00	305,000
丸一鋼管	200	3,080.00	616,000
大同特殊鋼	1,000	548.00	548,000
日本冶金工業	200	239.00	47,800
日立金属	1,000	2,008.00	2,008,000
新日本電工	300	296.00	88,800
栗本鐵工所	1,000	251.00	251,000
三菱製鋼	1,000	282.00	282,000
日本軽金属ホールディングス	1,700	221.00	375,700
三井金属鉱業	2,000	358.00	716,000
東邦亜鉛	1,000	428.00	428,000
三菱マテリアル	4,000	508.00	2,032,000
住友金属鉱山	2,000	1,986.00	3,972,000
DOWAホールディングス	1,000	1,090.00	1,090,000
古河機械金属	2,000	221.00	442,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	100	3,550.00	355,000
東邦チタニウム	100	1,543.00	154,300
UACJ	1,000	324.00	324,000
古河電気工業	2,000	232.00	464,000
住友電気工業	2,100	1,924.50	4,041,450
フジクラ	1,000	701.00	701,000
タツタ電線	200	502.00	100,400
リョービ	1,000	496.00	496,000
アサヒホールディングス	100	2,237.00	223,700
トーカロ	100	2,797.00	279,700
SUMCO	400	1,685.00	674,000
東洋製罐グループホールディングス	400	1,902.00	760,800
横河ブリッジホールディングス	200	1,308.00	261,600
三和ホールディングス	700	1,036.00	725,200
三協立山	100	2,043.00	204,300
LIXILグループ	800	2,501.00	2,000,800
ノーリツ	100	2,181.00	218,100
長府製作所	100	2,979.00	297,900
リンナイ	100	9,230.00	923,000
岡部	200	1,012.00	202,400
東プレ	200	2,211.00	442,200

高周波熱錬	200	918.00	183,600
パイオラックス	100	5,750.00	575,000
日本発條	500	1,450.00	725,000
日本製鋼所	1,000	553.00	553,000
三浦工業	300	1,356.00	406,800
オークマ	1,000	1,378.00	1,378,000
東芝機械	1,000	587.00	587,000
アマダホールディングス	900	1,296.00	1,166,400
アイダエンジニアリング	200	1,405.00	281,000
富士機械製造	200	1,251.00	250,200
オーエスジー	300	2,526.00	757,800
旭ダイヤモンド工業	200	1,426.00	285,200
D M G 森精機	400	2,470.00	988,000
ソディック	100	1,051.00	105,100
ディスコ	100	10,540.00	1,054,000
日東工器	100	2,690.00	269,000
島精機製作所	100	2,081.00	208,100
ナブテスコ	400	3,255.00	1,302,000
三井海洋開発	100	1,907.00	190,700
S M C	200	37,550.00	7,510,000
ユニオンツール	100	4,055.00	405,500
オイレス工業	100	2,231.00	223,100
サトーホールディングス	100	3,255.00	325,500
小松製作所	2,800	2,564.00	7,179,200
住友重機械工業	2,000	773.00	1,546,000
日立建機	300	2,234.00	670,200
井関農機	1,000	232.00	232,000
北川鉄工所	1,000	328.00	328,000
クボタ	3,000	1,983.50	5,950,500
月島機械	100	1,305.00	130,500
新東工業	200	1,162.00	232,400
澁谷工業	100	2,323.00	232,300
小森コーポレーション	200	1,504.00	300,800
荏原製作所	1,000	625.00	625,000
ダイキン工業	800	9,130.00	7,304,000
トーヨーカネツ	1,000	232.00	232,000
栗田工業	300	2,986.00	895,800
アネスト岩田	200	783.00	156,600
ダイフク	300	1,911.00	573,300
フジテック	200	1,520.00	304,000
C K D	200	1,387.00	277,400
キトー	100	1,274.00	127,400

平和	200	2,431.00	486,200
理想科学工業	100	2,316.00	231,600
SANKYO	200	4,390.00	878,000
日本金銭機械	100	1,708.00	170,800
マースエンジニアリング	100	2,123.00	212,300
アマノ	200	1,652.00	330,400
サンデンホールディングス	1,000	628.00	628,000
蛇の目ミシン工業	1,000	138.00	138,000
グローリー	200	3,650.00	730,000
セガサミーホールディングス	600	1,686.00	1,011,600
日本ピストンリング	1,000	244.00	244,000
リケン	1,000	482.00	482,000
T P R	100	3,665.00	366,500
ホシザキ電機	100	7,190.00	719,000
大豊工業	100	1,691.00	169,100
日本精工	1,000	1,980.00	1,980,000
N T N	1,000	727.00	727,000
ジェイテクト	600	2,294.00	1,376,400
不二越	1,000	716.00	716,000
T H K	400	2,888.00	1,155,200
ユーシン精機	100	2,697.00	269,700
イーグル工業	100	2,847.00	284,700
日本ピラー工業	100	1,121.00	112,100
キッツ	300	596.00	178,800
日立工機	200	1,039.00	207,800
マキタ	400	6,910.00	2,764,000
日立造船	500	701.00	350,500
三菱重工業	9,000	770.70	6,936,300
I H I	4,000	586.00	2,344,000
イビデン	400	2,159.00	863,600
コニカミノルタ	1,300	1,507.00	1,959,100
ブラザー工業	700	1,863.00	1,304,100
ミネベア	1,000	2,139.00	2,139,000
日立製作所	13,000	825.60	10,732,800
東芝	11,000	442.80	4,870,800
三菱電機	5,000	1,667.00	8,335,000
富士電機	2,000	562.00	1,124,000
安川電機	700	1,667.00	1,166,900
シンフォニアテクノロジー	1,000	238.00	238,000
明電舎	1,000	454.00	454,000
デンヨー	100	2,049.00	204,900
東芝テック	1,000	660.00	660,000

マブチモーター	200	7,620.00	1,524,000
日本電産	600	8,829.00	5,297,400
田淵電機	100	1,214.00	121,400
JVCケンウッド	500	351.00	175,500
オムロン	600	5,590.00	3,354,000
日東工業	100	2,713.00	271,300
I D E C	100	1,108.00	110,800
ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,000	526.00	526,000
日本電気	7,000	389.00	2,723,000
富士通	5,000	699.50	3,497,500
沖電気工業	2,000	261.00	522,000
アイホン	100	2,030.00	203,000
ルネサスエレクトロニクス	300	945.00	283,500
セイコーエプソン	800	2,241.00	1,792,800
ワコム	500	476.00	238,000
アルバック	100	1,956.00	195,600
E I Z O	100	2,883.00	288,300
ジャパンディスプレイ	1,100	521.00	573,100
日本信号	200	1,312.00	262,400
能美防災	100	1,482.00	148,200
パナソニック	6,600	1,714.00	11,312,400
シャープ	5,000	169.00	845,000
アンリツ	400	869.00	347,600
ソニー	3,600	3,653.00	13,150,800
T D K	300	9,720.00	2,916,000
ミツミ電機	200	846.00	169,200
アルプス電気	500	3,230.00	1,615,000
パイオニア	1,200	227.00	272,400
日本電波工業	100	964.00	96,400
フォスター電機	100	2,771.00	277,100
ホシデン	200	855.00	171,000
ヒロセ電機	100	17,750.00	1,775,000
T O A	100	1,301.00	130,100
日立マクセル	100	2,033.00	203,300
アルパイン	200	2,525.00	505,000
アイコム	100	3,030.00	303,000
横河電機	600	1,515.00	909,000
アズビル	200	3,330.00	666,000
日本光電工業	200	2,866.00	573,200
堀場製作所	100	4,910.00	491,000
アドバンテスト	400	1,332.00	532,800
エスベック	100	1,408.00	140,800

キーエンス	100	65,890.00	6,589,000
シスメックス	400	7,010.00	2,804,000
メガチップス	100	1,620.00	162,000
コーセル	100	1,452.00	145,200
オプテックス	100	2,662.00	266,200
レーザーテック	100	1,696.00	169,600
スタンレー電気	400	2,853.00	1,141,200
岩崎電気	1,000	296.00	296,000
ウシオ電機	300	1,752.00	525,600
日本デジタル研究所	100	1,710.00	171,000
図研	200	1,200.00	240,000
カシオ計算機	600	2,301.00	1,380,600
ファナック	600	26,400.00	15,840,000
ローム	300	8,190.00	2,457,000
浜松ホトニクス	400	3,515.00	1,406,000
三井ハイテック	100	886.00	88,600
新光電気工業	300	988.00	296,400
京セラ	900	6,558.00	5,902,200
太陽誘電	300	1,715.00	514,500
村田製作所	600	18,960.00	11,376,000
双葉電子工業	100	2,263.00	226,300
ニチコン	200	988.00	197,600
日本ケミコン	1,000	397.00	397,000
K O A	100	1,293.00	129,300
小糸製作所	300	4,660.00	1,398,000
ミツバ	100	3,435.00	343,500
スター精密	200	2,139.00	427,800
S C R E E Nホールディングス	1,000	819.00	819,000
キャノン電子	100	2,438.00	243,800
キャノン	3,100	4,160.00	12,896,000
リコー	1,600	1,250.00	2,000,000
東京エレクトロン	500	7,603.00	3,801,500
トヨタ紡織	200	1,936.00	387,200
ユニプレス	100	2,683.00	268,300
豊田自動織機	500	6,960.00	3,480,000
モリタホールディングス	200	1,149.00	229,800
三櫻工業	200	871.00	174,200
デンソー	1,300	6,085.00	7,910,500
東海理化電機製作所	200	3,170.00	634,000
三井造船	3,000	228.00	684,000
川崎重工業	4,000	606.00	2,424,000
名村造船所	200	1,046.00	209,200

日産自動車	7,600	1,255.50	9,541,800
いすゞ自動車	1,700	1,541.00	2,619,700
トヨタ自動車	7,500	8,182.00	61,365,000
日野自動車	800	1,578.00	1,262,400
三菱自動車工業	2,000	1,102.00	2,204,000
武蔵精密工業	100	2,441.00	244,100
日産車体	200	1,695.00	339,000
極東開発工業	200	1,419.00	283,800
日信工業	100	1,994.00	199,400
トピー工業	1,000	321.00	321,000
ティラド	1,000	250.00	250,000
曙ブレーキ工業	300	415.00	124,500
タチエス	100	1,762.00	176,200
NOK	300	4,160.00	1,248,000
フタバ産業	200	601.00	120,200
カヤバ工業	1,000	446.00	446,000
大同メタル工業	100	1,261.00	126,100
プレス工業	100	543.00	54,300
カルソニックカンセイ	1,000	927.00	927,000
太平洋工業	200	1,152.00	230,400
ケーヒン	200	1,880.00	376,000
河西工業	100	1,284.00	128,400
アイシン精機	500	5,540.00	2,770,000
マツダ	1,600	2,594.00	4,150,400
ダイハツ工業	600	1,740.00	1,044,000
今仙電機製作所	100	1,383.00	138,300
本田技研工業	4,900	4,132.50	20,249,250
スズキ	1,100	4,310.00	4,741,000
富士重工業	1,900	4,518.50	8,585,150
ヤマハ発動機	900	2,980.00	2,682,000
ショーワ	200	1,324.00	264,800
エクセディ	100	3,205.00	320,500
豊田合成	200	3,015.00	603,000
愛三工業	200	1,143.00	228,600
ヨロズ	100	2,757.00	275,700
エフ・シー・シー	100	2,019.00	201,900
シマノ	200	16,790.00	3,358,000
タカタ	100	1,329.00	132,900
テイ・エス テック	100	3,475.00	347,500
テルモ	900	2,729.00	2,456,100
日機装	300	1,203.00	360,900
島津製作所	1,000	1,640.00	1,640,000

東京精密	100	2,645.00	264,500
ニコン	1,000	1,476.00	1,476,000
トプコン	200	2,612.00	522,400
オリンパス	800	4,100.00	3,280,000
理研計器	200	1,390.00	278,000
タムロン	100	2,759.00	275,900
HOYA	1,300	4,680.50	6,084,650
シチズンホールディングス	700	889.00	622,300
リズム時計工業	1,000	158.00	158,000
ニプロ	400	1,174.00	469,600
パラマウントベッドホールディングス	100	3,345.00	334,500
バンダイナムコホールディングス	600	2,415.00	1,449,000
フランスベッドホールディングス	1,000	181.00	181,000
パイロットコーポレーション	100	8,470.00	847,000
トッパン・フォームズ	200	1,635.00	327,000
フジシールインターナショナル	100	3,550.00	355,000
タカラトミー	300	682.00	204,600
大建工業	1,000	312.00	312,000
凸版印刷	2,000	1,038.00	2,076,000
大日本印刷	2,000	1,301.00	2,602,000
共同印刷	1,000	363.00	363,000
日本写真印刷	100	2,143.00	214,300
アシックス	600	3,225.00	1,935,000
ヤマハ	400	2,427.00	970,800
河合楽器製作所	100	2,543.00	254,300
ビジョン	300	3,505.00	1,051,500
リンテック	100	2,796.00	279,600
イトーキ	200	720.00	144,000
任天堂	300	20,160.00	6,048,000
三菱鉛筆	100	5,810.00	581,000
コクヨ	300	1,072.00	321,600
岡村製作所	200	1,100.00	220,000
美津濃	1,000	610.00	610,000
アデランス	100	1,106.00	110,600
東京電力	4,700	676.00	3,177,200
中部電力	1,500	1,868.50	2,802,750
関西電力	2,100	1,332.00	2,797,200
中国電力	700	1,847.00	1,292,900
北陸電力	500	1,876.00	938,000
東北電力	1,300	1,756.00	2,282,800
四国電力	500	1,881.00	940,500
九州電力	1,200	1,427.00	1,712,400

北海道電力	600	1,256.00	753,600
沖縄電力	50	3,200.00	160,000
電源開発	400	4,485.00	1,794,000
東京瓦斯	7,000	697.30	4,881,100
大阪瓦斯	6,000	524.50	3,147,000
東邦瓦斯	2,000	767.00	1,534,000
西部瓦斯	1,000	280.00	280,000
静岡ガス	200	847.00	169,400
東武鉄道	3,000	535.00	1,605,000
相鉄ホールディングス	1,000	581.00	581,000
東京急行電鉄	3,000	813.00	2,439,000
京浜急行電鉄	2,000	917.00	1,834,000
小田急電鉄	2,000	1,159.00	2,318,000
京王電鉄	2,000	877.00	1,754,000
京成電鉄	1,000	1,417.00	1,417,000
東日本旅客鉄道	1,000	10,930.00	10,930,000
西日本旅客鉄道	500	7,389.00	3,694,500
東海旅客鉄道	500	20,645.00	10,322,500
西武ホールディングス	400	2,815.00	1,126,000
西日本鉄道	1,000	535.00	535,000
近鉄グループホールディングス	6,000	414.00	2,484,000
阪急阪神ホールディングス	4,000	732.00	2,928,000
南海電気鉄道	1,000	543.00	543,000
京阪電気鉄道	1,000	705.00	705,000
名古屋鉄道	3,000	462.00	1,386,000
日本通運	2,000	654.00	1,308,000
ヤマトホールディングス	900	2,420.00	2,178,000
山九	1,000	655.00	655,000
日本梱包運輸倉庫	200	2,193.00	438,600
福山通運	1,000	706.00	706,000
セイノーホールディングス	400	1,451.00	580,400
日立物流	100	1,983.00	198,300
日本郵船	5,000	347.00	1,735,000
商船三井	3,000	403.00	1,209,000
川崎汽船	3,000	298.00	894,000
飯野海運	400	613.00	245,200
日本航空	1,100	3,990.00	4,389,000
A N Aホールディングス	10,000	321.00	3,210,000
日新	1,000	381.00	381,000
三井倉庫ホールディングス	1,000	391.00	391,000
住友倉庫	1,000	725.00	725,000
上組	1,000	1,138.00	1,138,000

郵船ロジスティクス	100	1,485.00	148,500
近鉄エクスプレス	100	5,820.00	582,000
NECネットエスアイ	100	2,614.00	261,400
新日鉄住金ソリューションズ	100	3,865.00	386,500
ITホールディングス	200	2,374.00	474,800
グリー	400	742.00	296,800
コーエーテクモホールディングス	200	2,114.00	422,800
三菱総合研究所	100	2,885.00	288,500
K L a b	100	1,475.00	147,500
ネクソン	500	1,598.00	799,000
コロプラ	100	2,440.00	244,000
ブロードリーフ	100	1,768.00	176,800
ティーガイア	100	1,689.00	168,900
GMOペイメントゲートウェイ	100	3,195.00	319,500
インターネットイニシアティブ	100	2,014.00	201,400
野村総合研究所	300	4,695.00	1,408,500
フジ・メディア・ホールディングス	600	1,625.00	975,000
オービック	200	4,965.00	993,000
ジャストシステム	100	802.00	80,200
ヤフー	3,800	512.00	1,945,600
トレンドマイクロ	300	4,220.00	1,266,000
日本オラクル	100	5,190.00	519,000
オービックビジネスコンサルタント	100	4,250.00	425,000
伊藤忠テクノソリューションズ	100	2,946.00	294,600
大塚商会	200	5,910.00	1,182,000
ネットワンシステムズ	300	870.00	261,000
マーベラス	100	1,594.00	159,400
エイベックス・グループ・ホールディングス	100	2,160.00	216,000
日本ユニシス	200	1,130.00	226,000
東京放送ホールディングス	400	1,598.00	639,200
日本テレビホールディングス	500	2,006.00	1,003,000
テレビ朝日ホールディングス	200	2,005.00	401,000
スカパーJ S A Tホールディングス	500	677.00	338,500
テレビ東京ホールディングス	100	1,974.00	197,400
コネクシオ	100	1,300.00	130,000
日本電信電話	2,100	8,655.00	18,175,500
K D D I	5,500	2,815.00	15,482,500
光通信	100	8,510.00	851,000
NTTドコモ	4,100	2,287.50	9,378,750
GMOインターネット	200	1,470.00	294,000
K A D O K A W A ・ D W A N G O	100	1,701.00	170,100
ゼンリン	100	1,593.00	159,300

東宝	400	3,005.00	1,202,000
エヌ・ティ・ティ・データ	400	5,320.00	2,128,000
D T S	100	2,600.00	260,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	200	2,787.00	557,400
カプコン	200	2,298.00	459,600
S C S K	200	3,440.00	688,000
アイネス	200	1,228.00	245,600
T K C	100	3,300.00	330,000
富士ソフト	100	2,561.00	256,100
N S D	200	1,585.00	317,000
コナミ	200	2,234.00	446,800
ソフトバンク	2,900	7,208.00	20,903,200
エレマテック	100	3,020.00	302,000
双日	3,700	303.00	1,121,100
アルフレッサ ホールディングス	600	1,881.00	1,128,600
横浜冷凍	200	848.00	169,600
あい ホールディングス	100	2,070.00	207,000
ダイワボウホールディングス	1,000	243.00	243,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	200	875.00	175,000
U K Cホールディングス	100	2,541.00	254,100
T O K A Iホールディングス	300	490.00	147,000
シップヘルスケアホールディングス	100	2,418.00	241,800
ナガイレーベン	100	2,284.00	228,400
三菱食品	100	2,626.00	262,600
メディパルホールディングス	500	1,861.00	930,500
アズワン	100	4,280.00	428,000
ドウシシャ	100	2,100.00	210,000
黒田電気	100	2,150.00	215,000
ハピネット	100	1,341.00	134,100
ガリバーインターナショナル	200	1,020.00	204,000
伊藤忠商事	4,500	1,625.00	7,312,500
丸紅	4,700	703.30	3,305,510
長瀬産業	300	1,649.00	494,700
豊田通商	600	3,315.00	1,989,000
兼松	2,000	215.00	430,000
三井物産	4,400	1,676.50	7,376,600
日立ハイテクノロジーズ	200	3,380.00	676,000
カメイ	100	1,061.00	106,100
スターゼン	1,000	362.00	362,000
山善	300	1,107.00	332,100
住友商事	3,100	1,448.00	4,488,800
三菱商事	4,000	2,755.00	11,020,000

キヤノンマーケティングジャパン	200	2,147.00	429,400
西華産業	1,000	337.00	337,000
菱洋エレクトロ	100	1,500.00	150,000
ユアサ商事	100	2,854.00	285,400
神鋼商事	1,000	280.00	280,000
阪和興業	1,000	558.00	558,000
岩谷産業	1,000	790.00	790,000
昭光通商	1,000	125.00	125,000
稲畑産業	200	1,373.00	274,600
ワキタ	200	1,279.00	255,800
東邦ホールディングス	200	2,657.00	531,400
サンゲツ	200	1,812.00	362,400
ミツウロコグループホールディングス	200	596.00	119,200
伊藤忠エネクス	200	1,098.00	219,600
サンリオ	200	3,385.00	677,000
リョーサン	100	3,170.00	317,000
新光商事	100	1,263.00	126,300
東陽テクニカ	100	1,125.00	112,500
モスフードサービス	100	2,575.00	257,500
加賀電子	100	1,521.00	152,100
立花エレテック	100	1,458.00	145,800
P a l t a c	100	2,037.00	203,700
ヤマタネ	1,000	201.00	201,000
トラスコ中山	100	3,995.00	399,500
オートバックスセブン	200	1,993.00	398,600
加藤産業	100	2,725.00	272,500
イエローハット	100	2,391.00	239,100
因幡電機産業	100	4,255.00	425,500
ミスミグループ本社	200	5,250.00	1,050,000
スズケン	300	3,810.00	1,143,000
ジェコス	100	1,279.00	127,900
ローソン	200	8,320.00	1,664,000
カワチ薬品	100	1,859.00	185,900
エービーシー・マート	100	7,100.00	710,000
アスクル	100	3,505.00	350,500
ゲオホールディングス	100	1,458.00	145,800
アダストリア	100	4,000.00	400,000
キャンドゥ	100	1,532.00	153,200
エディオン	300	903.00	270,900
アルペン	100	1,955.00	195,500
ビックカメラ	300	1,334.00	400,200
D C Mホールディングス	300	1,133.00	339,900

MonotaRO	100	4,365.00	436,500
J.フロントリテイリング	700	2,142.00	1,499,400
ドトール・日レスホールディングス	100	2,170.00	217,000
マツモトキヨシホールディングス	100	4,840.00	484,000
スタートトゥデイ	200	3,170.00	634,000
ココカラファイン	100	3,760.00	376,000
三越伊勢丹ホールディングス	1,100	2,013.00	2,214,300
ウエルシアホールディングス	100	5,170.00	517,000
すかいらーく	200	1,611.00	322,200
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	200	1,030.00	206,000
セブン&アイ・ホールディングス	2,200	5,022.00	11,048,400
ツルハホールディングス	100	9,360.00	936,000
トリドール	100	1,602.00	160,200
カッパ・クリエイトホールディングス	100	1,161.00	116,100
良品計画	100	20,570.00	2,057,000
コーナン商事	100	1,466.00	146,600
ワタミ	100	1,066.00	106,600
ドンキホーテホールディングス	200	9,170.00	1,834,000
西松屋チェーン	200	1,079.00	215,800
ゼンショーホールディングス	300	1,148.00	344,400
幸楽苑	100	1,539.00	153,900
サイゼリヤ	100	2,483.00	248,300
ユナイテッドアローズ	100	3,825.00	382,500
ハイデイ日高	100	2,987.00	298,700
コロワイド	200	1,919.00	383,800
スギホールディングス	100	6,020.00	602,000
スクロール	200	294.00	58,800
ヨンドシーホールディングス	100	2,718.00	271,800
ファミリーマート	200	5,450.00	1,090,000
木曽路	100	2,002.00	200,200
千趣会	200	868.00	173,600
ケーヨー	100	574.00	57,400
日本瓦斯	100	3,405.00	340,500
ロイヤルホールディングス	200	2,104.00	420,800
いなげや	100	1,334.00	133,400
島忠	200	3,215.00	643,000
チヨダ	100	2,738.00	273,800
ライフコーポレーション	100	2,598.00	259,800
リンガーハット	100	2,287.00	228,700
AOKIホールディングス	200	1,708.00	341,600
コメリ	100	2,801.00	280,100
青山商事	100	4,680.00	468,000

しまむら	100	12,510.00	1,251,000
高島屋	1,000	1,131.00	1,131,000
松屋	100	2,207.00	220,700
エイチ・ツー・オー リテイリング	300	2,226.00	667,800
パルコ	100	1,146.00	114,600
丸井グループ	600	1,548.00	928,800
イオン	2,200	1,573.00	3,460,600
ユニーグループ・ホールディングス	500	710.00	355,000
イズミ	100	4,695.00	469,500
平和堂	200	2,903.00	580,600
フジ	100	2,293.00	229,300
ヤオコー	100	5,270.00	527,000
ゼビオ	100	2,380.00	238,000
ケーズホールディングス	100	4,460.00	446,000
アインファーマシーズ	100	4,680.00	468,000
ヤマダ電機	2,100	513.00	1,077,300
アークランドサカモト	100	2,941.00	294,100
ニトリホールディングス	200	8,870.00	1,774,000
吉野家ホールディングス	200	1,440.00	288,000
王将フードサービス	100	4,150.00	415,000
プレナス	100	2,218.00	221,800
ミニストップ	100	1,934.00	193,400
アークス	100	2,583.00	258,300
バロー	200	2,712.00	542,400
大庄	100	1,540.00	154,000
ファーストリテイリング	100	51,000.00	5,100,000
サンドラッグ	100	6,490.00	649,000
足利ホールディングス	300	516.00	154,800
東京ＴＹフィナンシャルグループ	100	4,110.00	411,000
新生銀行	5,000	247.00	1,235,000
あおぞら銀行	4,000	471.00	1,884,000
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	43,500	877.00	38,149,500
りそなホールディングス	6,300	687.50	4,331,250
三井住友トラスト・ホールディングス	12,000	536.60	6,439,200
三井住友フィナンシャルグループ	4,100	5,488.00	22,500,800
第四銀行	1,000	501.00	501,000
北越銀行	1,000	255.00	255,000
西日本シティ銀行	2,000	346.00	692,000
千葉銀行	2,000	951.00	1,902,000
横浜銀行	4,000	762.00	3,048,000
常陽銀行	2,000	663.00	1,326,000
群馬銀行	1,000	864.00	864,000

武蔵野銀行	100	4,660.00	466,000
千葉興業銀行	100	939.00	93,900
筑波銀行	200	408.00	81,600
七十七銀行	1,000	722.00	722,000
岩手銀行	100	5,660.00	566,000
ふくおかフィナンシャルグループ	2,000	650.00	1,300,000
静岡銀行	2,000	1,303.00	2,606,000
十六銀行	1,000	485.00	485,000
スルガ銀行	600	2,644.00	1,586,400
八十二銀行	1,000	921.00	921,000
山梨中央銀行	1,000	565.00	565,000
大垣共立銀行	1,000	443.00	443,000
福井銀行	1,000	268.00	268,000
北國銀行	1,000	434.00	434,000
滋賀銀行	1,000	655.00	655,000
南都銀行	1,000	440.00	440,000
百五銀行	1,000	590.00	590,000
京都銀行	1,000	1,367.00	1,367,000
紀陽銀行	200	1,806.00	361,200
ほくほくフィナンシャルグループ	4,000	284.00	1,136,000
広島銀行	2,000	723.00	1,446,000
中国銀行	400	1,878.00	751,200
伊予銀行	600	1,489.00	893,400
百十四銀行	1,000	446.00	446,000
四国銀行	1,000	267.00	267,000
鹿児島銀行	1,000	869.00	869,000
宮崎銀行	1,000	472.00	472,000
肥後銀行	1,000	780.00	780,000
佐賀銀行	1,000	305.00	305,000
十八銀行	1,000	375.00	375,000
沖縄銀行	100	5,360.00	536,000
琉球銀行	100	1,827.00	182,700
セブン銀行	1,800	572.00	1,029,600
みずほフィナンシャルグループ	75,500	256.80	19,388,400
山口フィナンシャルグループ	1,000	1,549.00	1,549,000
名古屋銀行	1,000	476.00	476,000
北洋銀行	900	509.00	458,100
第三銀行	1,000	193.00	193,000
愛媛銀行	1,000	268.00	268,000
みなと銀行	1,000	309.00	309,000
関西アーバン銀行	100	1,444.00	144,400
トモニホールディングス	500	558.00	279,000

池田泉州ホールディングス	500	573.00	286,500
F P G	200	914.00	182,800
S B Iホールディングス	700	1,739.00	1,217,300
ジャフコ	100	4,730.00	473,000
大和証券グループ本社	5,000	937.20	4,686,000
野村ホールディングス	11,300	819.50	9,260,350
岡三証券グループ	1,000	884.00	884,000
丸三証券	200	1,210.00	242,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	700	884.00	618,800
いちよし証券	100	1,202.00	120,200
松井証券	300	1,061.00	318,300
マネックスグループ	700	348.00	243,600
カブドットコム証券	300	827.00	248,100
極東証券	100	1,808.00	180,800
損保ジャパン日本興亜ホールディングス	1,200	4,315.00	5,178,000
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	1,700	3,773.00	6,414,100
ソニーフィナンシャルホールディングス	500	2,088.00	1,044,000
第一生命保険	3,500	2,283.50	7,992,250
東京海上ホールディングス	2,200	4,905.00	10,791,000
T & Dホールディングス	2,000	1,837.50	3,675,000
全国保証	100	4,100.00	410,000
クレディセゾン	500	2,479.00	1,239,500
芙蓉総合リース	100	5,100.00	510,000
興銀リース	100	2,698.00	269,800
東京センチュリーリース	100	3,750.00	375,000
日本証券金融	300	743.00	222,900
リコーリース	100	3,645.00	364,500
イオンフィナンシャルサービス	400	2,868.00	1,147,200
アコム	1,300	436.00	566,800
オリエントコーポレーション	1,400	219.00	306,600
日立キャピタル	100	3,120.00	312,000
オリックス	3,900	1,886.50	7,357,350
三菱UFJリース	1,500	645.00	967,500
日本取引所グループ	800	3,695.00	2,956,000
日本駐車場開発	800	187.00	149,600
ヒューリック	1,000	1,198.00	1,198,000
野村不動産ホールディングス	400	2,530.00	1,012,000
東急不動産ホールディングス	1,400	913.00	1,278,200
飯田グループホールディングス	400	1,906.00	762,400
パーク24	300	2,126.00	637,800
三井不動産	3,000	3,533.50	10,600,500

三菱地所	4,000	2,677.00	10,708,000
平和不動産	200	1,692.00	338,400
東京建物	1,000	893.00	893,000
ダイビル	200	1,146.00	229,200
京阪神ビルディング	200	726.00	145,200
住友不動産	1,000	4,525.50	4,525,500
大京	1,000	185.00	185,000
テオーシー	300	915.00	274,500
レオパレス21	600	693.00	415,800
フジ住宅	200	690.00	138,000
空港施設	200	675.00	135,000
住友不動産販売	100	3,020.00	302,000
ゴールドクレスト	100	2,300.00	230,000
タカラレーベン	300	749.00	224,700
イオンモール	400	2,176.00	870,400
エヌ・ティ・ティ都市開発	400	1,237.00	494,800
日本空港ビルデング	200	6,860.00	1,372,000
ネクスト	200	808.00	161,600
日本M&Aセンター	100	4,730.00	473,000
アコーディア・ゴルフ	200	1,158.00	231,600
エス・エム・エス	100	1,554.00	155,400
テンプホールディングス	100	4,255.00	425,500
総合警備保障	200	4,480.00	896,000
カカクコム	400	1,852.00	740,800
エムスリー	500	2,285.00	1,142,500
ディー・エヌ・エー	300	2,427.00	728,100
博報堂DYホールディングス	800	1,268.00	1,014,400
ぐるなび	100	1,972.00	197,200
一休	100	2,496.00	249,600
ファンコミュニケーションズ	100	997.00	99,700
PGMホールディングス	100	1,306.00	130,600
EPSホールディングス	100	1,434.00	143,400
ケネディクス	800	514.00	411,200
電通	700	5,920.00	4,144,000
みらかホールディングス	200	5,930.00	1,186,000
オリエンタルランド	600	7,907.00	4,744,200
ダスキン	200	2,155.00	431,000
明光ネットワークジャパン	100	1,415.00	141,500
ラウンドワン	200	590.00	118,000
リゾートトラスト	300	3,015.00	904,500
ビー・エム・エル	100	3,580.00	358,000
もしもしホットライン	100	1,465.00	146,500

	ユー・エス・エス	700	2,210.00	1,547,000	
	サイバーエージェント	100	5,410.00	541,000	
	楽天	2,500	1,883.50	4,708,750	
	リクルートホールディングス	800	3,895.00	3,116,000	
	エイチ・アイ・エス	100	4,045.00	404,500	
	共立メンテナンス	100	7,160.00	716,000	
	イチネンホールディングス	200	1,160.00	232,000	
	建設技術研究所	100	1,241.00	124,100	
	東京都競馬	1,000	290.00	290,000	
	カナモト	100	3,205.00	320,500	
	東京ドーム	1,000	540.00	540,000	
	西尾レントオール	100	3,125.00	312,500	
	トランス・コスモス	100	3,005.00	300,500	
	乃村工藝社	200	1,384.00	276,800	
	トーカイ	100	4,485.00	448,500	
	セコム	600	8,127.00	4,876,200	
	丹青社	100	1,059.00	105,900	
	メイテック	100	4,470.00	447,000	
	アサツー ディ・ケイ	100	3,030.00	303,000	
	応用地質	100	1,695.00	169,500	
	船井総研ホールディングス	100	1,370.00	137,000	
	ベネッセホールディングス	200	3,255.00	651,000	
	イオンディライト	100	3,405.00	340,500	
	ナック	100	1,013.00	101,300	
	ニチイ学館	200	1,019.00	203,800	
	ダイセキ	100	2,432.00	243,200	
小計	銘柄数：935 組入時価比率：94.1%	946,550		1,340,594,580 100.0%	
合計		946,550		1,340,594,580	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成27年 6月30日現在です。

【純資産額計算書】

MHAMトピックスファンド

資産総額	1,435,898,243円
負債総額	14,059,857円
純資産総額（ - ）	1,421,838,386円
発行済口数	1,086,938,595口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3081円

（参考）MHAMトピックスマザーファンド

資産総額	1,435,149,585円
負債総額	13,701,553円
純資産総額（ - ）	1,421,448,032円
発行済口数	879,278,198口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6166円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委

託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

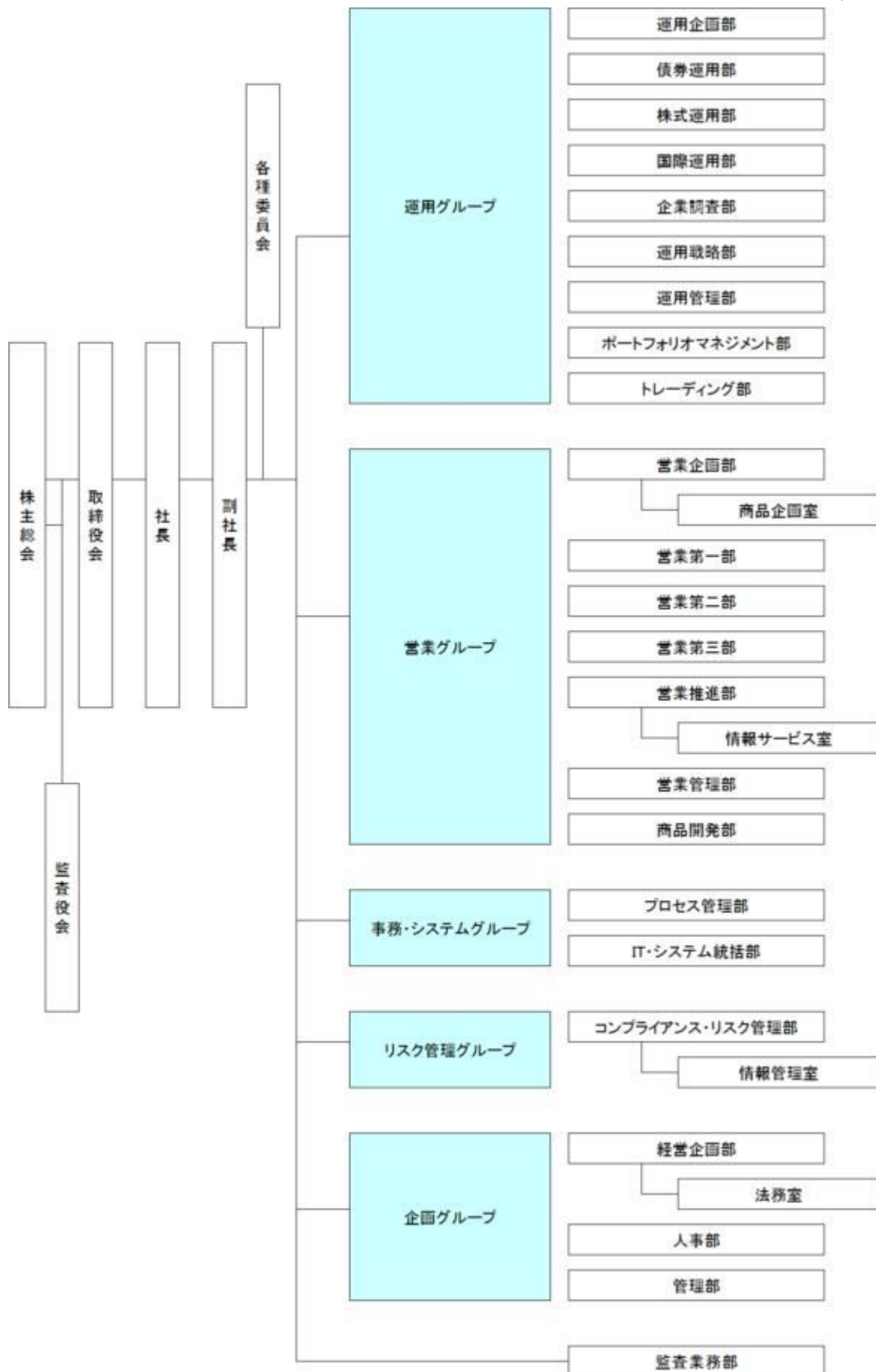
(1) 資本金の額

平成27年6月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成27年6月末日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

運用グループ長または運用グループ長が指名する運用グループの役職員が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、同じくリスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成27年6月30日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	457,853,134,880
追加型株式投資信託	232	2,080,977,553,879
単位型株式投資信託	8	23,284,799,597
合計	255	2,562,115,488,356

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

	(単位： 千円)	
	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,545,563	20,801,864
有価証券	-	127,840
短期貸付金	16,597,222	-
前払費用	183,438	156,891
未収委託者報酬	1,470,180	1,827,951
未収運用受託報酬	1,321,564	1,812,198
繰延税金資産	188,902	185,882
その他流動資産	196,162	159,069
貸倒引当金	5,816	1,092
流動資産合計	23,497,217	25,070,606
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	137,028	124,850
工具、器具及び備品（純額）	72,964	71,443
リース資産（純額）	4,898	2,140
有形固定資産合計	1 214,891	1 198,434
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
その他無形固定資産	95	65
無形固定資産合計	12,842	12,812
投資その他の資産		
投資有価証券	2,826,706	3,987,168
長期差入保証金	502,361	360,258
前払年金費用	357,258	331,766
会員権	8,400	8,400
繰延税金資産	75,535	-
その他	2,618	23,186
貸倒引当金	-	19,534
投資その他の資産合計	3,772,878	4,691,245
固定資産合計	4,000,612	4,902,492
資産合計	27,497,829	29,973,099
負債の部		
流動負債		
預り金	276,070	77,889
リース債務	3,838	2,648
未払金		
未払収益分配金	827	746
未払償還金	27,355	5,716
未払手数料	651,486	819,341
その他未払金	15,090	86,205
未払金合計	694,760	912,009
未払費用	1,677,557	2,038,097
未払法人税等	429,878	393,574
未払消費税等	88,739	426,857
賞与引当金	305,900	328,900
その他流動負債	5,881	3,075
流動負債合計	3,482,625	4,183,052
固定負債		
リース債務	6,417	2,088

役員退職慰労引当金	149,446	104,240
時効後支払損引当金	13,720	8,128
繰延税金負債	-	306,725
その他固定負債	3,213	6,926
固定負債合計	172,796	428,109
負債合計	3,655,422	4,611,161
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,988,395	7,739,742
利益剰余金合計	17,121,579	17,872,927
株主資本合計	23,883,654	24,635,002
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	41,248	726,935
評価・換算差額等合計	41,248	726,935
純資産合計	23,842,406	25,361,937
負債純資産合計	27,497,829	29,973,099

(2) 【損益計算書】

(単位： 千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成25年4月1日	(自	平成26年4月1日
	至	平成26年3月31日)	至	平成27年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		16,375,163		17,538,139
運用受託報酬		3,587,945		4,463,429
営業収益合計		19,963,108		22,001,569
営業費用				
支払手数料		7,780,375		8,480,510
広告宣伝費		263,900		247,790
公告費		76		1,140
調査費				
調査費		1,292,601		1,259,067
委託調査費		4,323,525		4,883,037
図書費		4,666		4,308
調査費合計		5,620,793		6,146,412
委託計算費		178,878		101,919
営業雑経費				
通信費		60,623		59,454
印刷費		174,012		128,143
協会費		18,378		18,777
諸会費		2,523		2,540
その他		574,210		855,319
営業雑経費合計		829,747		1,064,234
営業費用合計		14,673,771		16,042,008
一般管理費				
給料				
役員報酬		136,969		142,983

給料手当	1,875,653	1,832,723
賞与	286,984	295,180
給料合計	2,299,607	2,270,886
交際費	975	775
旅費交通費	65,596	91,851
租税公課	50,531	51,783
不動産賃借料	422,294	339,964
退職給付費用	120,603	126,451
福利厚生費	362,963	368,622
賞与引当金繰入	305,154	319,122
役員退職慰労引当金繰入	26,354	27,249
固定資産減価償却費	39,685	31,216
諸経費	396,680	358,817
一般管理費合計	4,090,447	3,986,740
営業利益	1,198,889	1,972,819
営業外収益		
受取配当金	4,071	7,027
受取利息	11,663	7,340
有価証券解約益	303	953
有価証券償還益	11	-
時効到来償還金等	1,537	21,856
雑収入	9,772	51,171
営業外収益合計	27,360	88,349
営業外費用		
有価証券解約損	140	-
有価証券償還損	2,310	2,197
ヘッジ会計に係る損失	1,832	2,240
時効後支払損引当金繰入額	-	17,685
雑損失	3,398	63,198
営業外費用合計	7,682	85,321
経常利益	1,218,567	1,975,847
特別利益		
投資有価証券売却益	-	10,500
特別利益合計	-	10,500
特別損失		
減損損失	1	51,292
ゴルフ会員権評価損	8,800	-
事業再構築費用	-	2
外国税負担損失	-	3
貸倒引当金繰入	-	19,534
特別損失合計	27,057	249,548
税引前当期純利益	1,191,509	1,736,799
法人税、住民税及び事業税	506,024	616,760
法人税等調整額	21,353	16,247
法人税等合計	484,671	633,008
当期純利益	706,838	1,103,790

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				

当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
配当準備積立金		退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,515,116	16,648,301	23,410,376
当期変動額							
剰余金の配当					233,559	233,559	233,559
当期純利益					706,838	706,838	706,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					473,278	473,278	473,278
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	20,541	20,541	23,389,835
当期変動額			
剰余金の配当			233,559
当期純利益			706,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,707	20,707	20,707
当期変動額合計	20,707	20,707	452,571
当期末残高	41,248	41,248	23,842,406

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				

当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
-------	-----------	-----------	-----------	-----------

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余 金合計	
		配当準備 積立金	退職慰労 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654
当期変動額							
剰余金の配当					352,443	352,443	352,443
当期純利益					1,103,790	1,103,790	1,103,790
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計					751,347	751,347	751,347
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	24,635,002

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41,248	41,248	23,842,406
当期変動額			
剰余金の配当			352,443
当期純利益			1,103,790
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	768,183	768,183	768,183
当期変動額合計	768,183	768,183	1,519,530
当期末残高	726,935	726,935	25,361,937

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

(5) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段... 株価指数先物取引

ヘッジ対象... 有価証券

(3) ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	160,134千円	建物	111,156千円
工具、器具及び備品	341,459千円	工具、器具及び備品	277,249千円
リース資産	23,744千円	リース資産	16,185千円

(損益計算書関係)

1 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

場所	用途	種類	金額（千円）
本社（東京都港区）	除却対象資産	建物	15,455
本社（東京都港区）	除却対象資産	工具器具備品	2,802

賃貸借契約の一部解約により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグルーピングを行い、平成26年3月31日時点の帳簿価額を減損損失（18,257千円）として特別損失に計上しました。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

場所	用途	種類	金額（千円）
本社（東京都港区）	除却対象資産	建物	23,139

本社（東京都港区）	除却対象資産	工具器具備品	4,253
本社（東京都港区）	除却対象資産	原状回復費用	23,900

レイアウト変更により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグルーピングを行い、平成27年3月31日時点の帳簿価額および原状回復費用を減損損失（51,292千円）として特別損失に計上しました。

2 事業再構築費用

事業再構築に伴うグループ会社への転籍関連費用であります。

3 外国税負担損失

証券投資信託に係る外国税負担額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,052,070	-	-	1,052,070

2 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発効日
平成25年6月12日 第50回定時株主総会	普通株式	233,559,540	222	平成25年3月31日	平成25年6月13日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発効日
平成26年6月11日 第51回定時株主総会	普通株式	352,443,450	利益剰余金	335	平成26年3月31日	平成26年6月12日

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,052,070	-	-	1,052,070

2 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発効日
平成26年6月11日 第51回定時株主総会	普通株式	352,443,450	335	平成26年3月31日	平成26年6月12日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発効日
平成27年6月11日 第52回定時株主総会	普通株式	551,284,680	利益剰余金	524	平成27年3月31日	平成27年6月12日

（リース取引関係）

1 ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、余資運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,545,563	3,545,563	-
(2) 短期貸付金	16,597,222	16,597,222	-
(3) 未収委託者報酬	1,470,180	1,470,180	-
(4) 未収運用受託報酬	1,321,564	1,321,564	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	2,760,186	2,760,186	-
(6) 長期差入保証金	502,361	501,871	489
資産計	26,197,078	26,196,589	489
(1) 未払手数料	651,486	651,486	-
負債計	651,486	651,486	-
デリバティブ取引(1) ヘッジ会計が適用されているもの	(595)	(595)	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,801,864	20,801,864	-
(2) 未収委託者報酬	1,827,951	1,827,951	-
(3) 未収運用受託報酬	1,812,198	1,812,198	-

(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	4,054,289	4,054,289	-
資産計	28,496,304	28,496,304	-
(1) 未払手数料	819,341	819,341	-
負債計	819,341	819,341	-
デリバティブ取引(1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,601)	(3,601)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	327	327	-
デリバティブ取引計	(3,274)	(3,274)	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	66,520	60,720

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	3,544,827	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,597,222	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,470,180	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,321,564	-	-	-	-	-
投資有価証券						
其他有価証券のうち						
満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	4,168	-	2,214,706
長期差入保証金	502,361	-	-	-	-	-
合計	23,436,156	-	-	4,168	-	2,214,706

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	20,800,853	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,827,951	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,812,198	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券						
其他有価証券のうち						
満期のあるもの						
証券投資信託	127,840	-	-	-	-	3,300,657

合計	24,568,844	-	-	-	3,300,657
----	------------	---	---	---	-----------

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(平成26年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 証券投資信託	392,200	367,480	24,719
小計	392,200	367,480	24,719
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 証券投資信託	2,367,985	2,456,795	88,809
小計	2,367,985	2,456,795	88,809
合計	2,760,186	2,824,276	64,089

当事業年度(平成27年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 証券投資信託	3,740,183	2,664,442	1,075,740
小計	3,740,183	2,664,442	1,075,740
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 証券投資信託	314,105	316,720	2,615
小計	314,105	316,720	2,615
合計	4,054,289	2,981,163	1,073,125

2 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当するものはありません。

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
証券投資信託	164,391	314	2,451
合計	164,391	314	2,451

当事業年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
証券投資信託	102,729	953	2,197
合計	102,729	953	2,197

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

前事業年度(平成26年3月31日)

該当するものはありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	197,054	-	3,601	3,601
	合計	197,054	-	3,601	3,601

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（平成26年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （千円）	契約額のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	106,344	-	2,534
	買建	投資有価証券	252,129	-	3,129
合計			358,473	-	595

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （千円）	契約額のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	131,145	-	3,325
	買建	投資有価証券	277,953	-	3,652
合計			409,098	-	327

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	263,427千円	357,258千円
退職給付費用	49,885	150,018
退職給付の支払額	4,008	21,349
制度への拠出額	139,708	103,177
退職給付引当金の期末残高	357,258	331,766

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	843,869千円	669,318千円
年金資産	1,201,127	1,001,084
貸借対照表に計上された前払年金費用	357,258	331,766

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度49,885千円 当事業年度58,362千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度17,406千円、当事業年度17,436千円であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	17,486千円	4,795千円
ソフトウェア償却超過額	89,477	69,263
賞与引当金損金算入限度超過額	109,022	108,734
社会保険料損金不算入額	15,513	15,665
役員退職慰労引当金	53,262	34,461
未払事業税	32,931	30,421
その他有価証券評価差額金	22,841	-
その他	85,682	93,137
繰延税金資産小計	426,218	356,479
評価性引当額	34,454	24,103
繰延税金資産合計	391,764	332,375
繰延税金負債		
前払年金費用	127,327	107,027
その他有価証券評価差額金	-	346,190
繰延税金負債合計	127,327	453,218
繰延税金資産の純額	264,437	120,843

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.01%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
評価性引当額	0.17	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.48	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.01	
住民税等均等割	0.32	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.56	
その他	0.15	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.68	

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.26%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19,701千円減少し、法人税等調整額が16,570千円、その他有価証券評価差額金が36,271千円それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び当事業年度（自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
適格機関投資家 A	2,629,803	投資運用業

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,633,008	未払手数料	316,753
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,233,240	未収委託者報酬	1,284,975

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,833,692	未払手数料	361,219
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	13,851,610	未収委託者報酬	1,661,682

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	22,622.37円	24,106.70円
1株当たり当期純利益金額	671.85円	1,049.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	706,838	1,103,790
普通株式に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	706,838	1,103,790
期中平均株式数(株)	1,052,070	1,052,070

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等

(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容	
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を行っています。	
(2) 販売会社	S M B C 日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。	
	株式会社 S B I 証券	47,937		
	八幡証券株式会社	2,000		
	楽天証券株式会社	7,495		
	株式会社愛知銀行	18,000		銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社高知銀行	19,544		
	株式会社佐賀銀行	16,062		
	株式会社荘内銀行	7,000		
	株式会社第三銀行	37,461		
	株式会社筑邦銀行	8,000		
	株式会社北越銀行	24,538		
	株式会社北洋銀行	121,101		
	株式会社北陸銀行	140,409		
株式会社琉球銀行	54,127			

(注) 資本金の額は、平成27年3月末日現在のものです。

株式会社高知銀行、株式会社琉球銀行および株式会社筑邦銀行は、新規の受益権の取得のお申込みの取扱いはいりません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

3【資本関係】

平成27年 9月10日現在、該当事項はありません。
(持株比率5.0%以上を記載します。)

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用することがあります。また、販売用資料等において、ファンドの運用実績を表示することがあります。

(7) 交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。

- ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号」であること。
- ・ 投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。
- ・ ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。
- ・ ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
- ・ ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。
- ・ ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」4「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月11日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江見 睦生 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年7月31日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	亀井 純子 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMトピックスファンドの平成26年6月11日から平成27年6月10日までの第14期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMトピックスファンドの平成27年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係 みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。